

令和8年第4回清瀬市農業委員会議事録

令和8年4月28日午前9時00分から午前9時28分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催した。

1 出席委員 会長 第10番 松村 俊夫
会長職務代理 第12番 小寺 正明
第1番 齊藤 正樹 第2番 小寺 一壽
第3番 村山 昇 第4番 村野 和博
第5番 村野 正明 第6番 森田 庄司
第7番 中村 正一 第8番 新井 誠子
第9番 村山 孝 第11番 高橋 将則
第13番 坂間 和弘

2 欠席委員 第14番 土屋 俊治

3 議長 松村 俊夫(会長)

4 書記 遠田真史・吉富貴晶・山下航平

5 付議事項

- (1) 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について
- (2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
- (3) 農地法の届出について〔5条関係〕
- (4) その他

議長 皆さん定刻になりましたので、令和8年第4回清瀬市農業委員会を始めたいと思います。
本日は、委員14名中13名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第4番の村野和博委員、第5番の村野正明委員となっております。よろしくお願いいたします。

議 長 議案第1号 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは農地を相続した場合、農業経営の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

(事務局より説明)

議 長 報告を現地調査に行った斎藤委員、村山昇委員よりお願いいたします。

斎藤委員 4月16日に村山昇委員と事務局と申請者立会いのもと現地調査を行いました。対象農地は自宅の裏にあります。農地の一部ではネギが栽培されておりましたが、作付けのない部分は耕耘されている箇所と雑草が残っている箇所がそれぞれありました。除草作業中とのことでしたので、雑草が伸びる前に早めに作業を行うよう伝えました。農地の管理状況の経過は観察していく必要がありますが、農産物を生産する見込みがあるため問題ないと思います。

村山昇委員 4月16日に斎藤委員と事務局と申請者立会いのもと現地調査を行いました。現在は農地の管理を息子が行っており、その息子が1年後に本格的に就農する予定とのことでした。また、息子が就農した後、元々行っていた直売を再開していきたいとのことでした。労働力の目途も立っていることから問題ないと思います。

議 長 ただいま担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますか。

委 員 (異議なし。)

議 長 それでは、承認させていただきます。

議 長 議案第2号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請は3件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

(事務局より説明)

議 長 現地調査に行った中村委員より1件目の報告をお願いいたします。

中村委員 3月27日に事務局の山下さんと現地調査に行きました。対象地は耕耘してありましたが、雑草が生え始めていました。このまま放置すると雑草が繁茂してしまうため、申請者へ除草するよう伝えたところ、数日後には除草が完了していたため問題ないと思います。

議 長 2件目、村山昇委員お願いします。

村山昇委員 4月16日に事務局の山下さんと現地調査に行きました。対象地ではスナップエンドウとジャガイモが栽培されておりました。作付けのない箇所も草一つないほどきれいに管理されておりましたので、問題ないと思います。

議 長 3件目、村野正明委員お願いします。

村野正明委員 4月14日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。自宅の北側と南側にそれぞれ対象農地があり、北側の農地はブルーベリー、キウイフルーツ、柿が栽培されておりました。南側の農地ではネギを中心に多品目の野菜を栽培されておりました。作付けのない部分も綺麗に耕耘されていたので、特に問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委員 (異議なし。)

議長 それでは承認させていただきます。

議長 議案第3号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は2件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。3月11日から4月10日までの受付分となっております。

(事務局より説明)

議長 只今事務局より説明がございました。質問等はございますか。

委員 (特になし。)

議長 以上が5条の報告です。

議長 議案第4号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について事務局で説明をお願いします。

事務局 はい、依頼は3件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

(事務局より説明)

議長 これは生産緑地の買取申出に係る協力依頼という形でございます。これは協力ですので、希望される方がいれば、事務局に一報をお願いします。

議長 (2) 清瀬市農業委員会事務局の設置及び運営に関する規程の一部を改正する規程についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 こちらは農業委員会事務局の設置及び運営について定める規程です。規程の内容自体に大きな変更はございません。市長部局において、課長補佐の職名が課長代理に変更することに伴い、表現の統一を図るため局長補佐の職名を局長代理とする改正を行います。

議 長 只今事務局より説明がございました。質問等はございますか。

委 員 (特になし。)

議 長 (3) 清瀬市農業委員会事務局職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める要綱の一部を改正する規則についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 こちらは農業委員会事務局職員の標準的な職及び職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力を定める規則です。先ほどの案件と同様に規程の内容自体に大きな変更はなく、局長補佐の職名を局長代理とする改正を行います。

議 長 只今事務局より説明がございました。質問等はございますか。

委 員 (特になし。)

(4) 会議の報告について

①北多摩地区農業委員会連合会 理事会

令和8年4月9日(木)午後3時50分から武蔵野市役所で行われました。参加者は私と事務局長です。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 理事会では5月の総会に向けて、令和7年度の事業報告及び決算・監査報告と令和8年度の事業計画及び予算について審議を行い、議事の内容を調整しました。

議 長 以上が会議の報告でございます。

(5) 会議の日程について

①北多摩地区農業委員会連合会 総会

令和8年5月15日（火）午前10時30分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

②第5回清瀬市農業委員会

令和8年5月26日（火）午前9時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

以上が会議の日程でございます。

全体を通して質問等はございますか。

委員 （特になし。）

事務局 事務局はありません。

議長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第4回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。